



弁護士 塩田直司

不況からなかなか脱却できないご時世です。債権を踏みたおしたとか、踏みたおされたという話を聞きます。借金や代金を支払わずに、夜逃げしたり、居留守を使って借金の支払いをしないままにしておくことのようです。しかし、それは事実上、借金や代金の支払いをしていないというだけで、債権が消えてしまうではありません。債権は消滅時効が完成して、債務者が消滅時効にかかっているから支払わないという、いわゆる「消滅時効の援用」をしない限り存在しているのです。

消滅時効の期間は債権の種類のよって、法律で決まっています。例えば通常の債権は10年ですが、会社が有する債権などは商事時効で5年となっています。注意すべきなのはこれより短い消滅時効期間の定めがある場合です。例えば、不法行為の損害賠償債権の時効は3年、請負工事代金債権の時効は3年、売買代金債権の時効は2年となっています。時が経つのは早いもので、あつという間に時効期間が過ぎてしまうこともあるのです。債権者としては常に何時時効になるかは把握しておかなければなりません。

この消滅時効の完成を阻止するものとして、時効中断というものがあります。民法には時効中断事由として、請求、差押・仮差押・仮処分、承認というものをあげています。ここまで読んで、当社は毎月請求書を出しているから、時効にはかかるないと思われる方もいらっしゃいます。しかし、毎月請求書を出しているだけでは消滅時効の完成を阻止することはできません。民法が請求と記載しているのは、裁判上の請求を意味しています。つまり訴訟などを起こさなければならないということです。これに対して、裁判外の請求は「催告」と呼ばれています。これで6か月以内に裁判上の請求など強力な時効中断の手

続を執らない限り消滅時効中断の効力は生じないとされているのです。従つて、消滅時効が迫っている場合には、催告をして、すみやかに訴訟を提起する必要があります。

しかし、訴訟をするには費用が必要ですが、請求金額と裁判に要する費用を比べると割に合わないという場合もあると思います。最も費用をかけずに時効中断するのは、債務の承認をしてもらうことです。会社間の取引では、決算期ごとに残債務額の確認の書類が送られてくるかと思います。債務額が間違いかという問い合わせで、双方の認識に違いがあった場合にはそれを是正するのですが、それ同時に債務額の承認をすれば、そのことは時効中断になるものです。このように、残債務額の承認をしてもらえば（但し権限のある人が行うことが必要ですが）、訴訟までおこさなくとも消滅時効の完成を阻止はできます。しかし、債務額の確認さえもしてもらえない事態になれば、訴訟などの手続を執らないと消滅時効が完成してしまうことになりますので、その点注意が必要です。

なお、判決で確定した債権の時効は10年となっています。





「弁護士は本当に足りないのか？」

弁護士 河 口 大 輔

全国の弁護士数が3万人の大台に乗りました。熊本県の弁護士もわずか数年でほぼ倍増し、現在は200人を超える。このペースで行くと、全国でも県内でも、弁護士数が倍々ペースで増えていくでしょう。それとともに、弁護士の就職難や、既存弁護士の収入激減などが話題になっています。

なぜこのように弁護士が増えるのか。それは弁護士が足りないから増やそうという政策決定がされたからです。でも本当に弁護士は足りないのでしょうか。本当に足りないなら弁護士が苦況に陥ることも無いように思うのですが。

日本の弁護士が少ないという根拠として、欧米と比べて人口比で弁護士数が圧倒的に少ないという説明がされています。しかし、国にもよりますが、例えばアメリカなどでは、税理士や司法書士という資格はなく、専門の弁護士がそれぞれの活動をしているようです。つまり、日本で言えば、弁護士+税理士+司法書士+弁理士の人数で比べるべきでしょう。また、訴訟を起こす文化があるかどうかの違いもありますし、そもそも弁護士数を欧米に合わせなければならぬ理由も分かりません（欧米の弁護士数が妥当だという根拠があるのでしょうか？）。

確かに、過疎地域には弁護士が足りない面がありました。公設事務所の設置などにより地方でも順調に増えています。全国の過疎地にせいぜい数百人増えれば十分であり、弁護士総数を何倍にも増やす必要なんかは無かったはずです。

もう一つ、弁護士の敷居が高いのは、弁護士が少なくてお高くとまっているからだという説もありました（だから増やせば利用しやすくなるのだと）。確かに、傲慢な弁護士もいたのかも知れませんが大多数は違うでしょう。要は、滅多に弁護士を利用

ないから、弁護士を利用しようという発想自体が起きないし、利用しないから取つつきにくいだけなんでしょう。確かに普通の方は一生に一度弁護士に依頼するかどうかですよね。でも本当に、弁護士を利用する機会はそんなに少ないのでしょうか。

医師と比べるとよく分かります。病気の進行で言えば、①定期検診（病気の予防・早期発見）→②風邪っぽい→③本格的に調子が悪い→④即入院→⑤手遅れです、という順序のうち、①か②の段階で病院を訪れる人が多いでしょう。③や④、まして⑤の段階で初めて病院に行くという人はあまりいないはずです。ところが法律トラブルはどうでしょうか。①予防法務（顧問弁護士に普段から契約書をチェックしてもらうなど）→②紛争発生→③紛争悪化→④裁判ざた→⑤手遅れです（相手が倒産して債権回収できなかつた、など）という段階のうち、④や⑤の段階で初めて弁護士に依頼しようという考えがようやく起ころのではないでしょうか。本当ならば、①や②の段階で弁護士に相談すれば、早期円満解決が可能になり、コストも安く済んだはずです。

弁護士が多すぎるという面もありますが、本当ならばもっと弁護士の需要もあるはずです。病気と同じく、手遅れになる前に、予防・早期対応が重要なのです。そのためには、学校教育でも法律トラブルについて教えるべきでしょうし、マスコミも法律紛争解決の方法を強調すべきです。もちろん、弁護士自身も、広報活動にさらに力を入れるべきでしょう。

安易に弁護士を激増させるのはやめてほしいのですが、弁護士が増えた分、需要も増えるように、皆様には弁護士を気軽に利用して頂きたいと思います。



「今年一年を振り返って」

弁護士 後藤 隆信

1. 「仕事のこと」

今年1年やってきた仕事の中で印象に残るものについてお話しします。

*マルチ商法被害者弁護団

マルチ商法の被害に遭われた方々の相談を受け、調査の結果、相当数の被害者の方々が存在することが判明しましたので、複数の弁護士に手伝っていただき、弁護団を結成して、被害者救済の活動をしてまいりました。

被害者集会、仮差押、保全命令申立却下に対する即時抗告、本案の判決、債権執行等実施してきてやつとのこと終結致しました。大勢の被害者の方の対応、債権執行の手続（埼玉の法務局までお金受け取りに行きました）等が大変だったという記憶があります。

*被疑者国選

常時被疑者国選事件を受任している感じですが、否認事件についても時折受任します。被疑者国選がない時代は否認事件を受任することは稀だったのですが、刑事手続早期の段階では否認事件の割合が高くなってくるものと思われます。

被疑者国選の否認事件の場合、ほぼ連日接見して取り調べ状況等を確認する必要が発生します。そのため、他の仕事とのスケジュール調整が大変であったりします。

*裁判員裁判

ついに裁判員裁判の仕事がまわってきました。裁判員裁判制度開始前の研修会等においては、冒頭陳述・弁論を丸暗記して身振り手振りを使用して読み上げること等の演習がありました。しかし蓋を開けてみれば、基本的には従前の裁判と一緒でした（ちがいはパワーポイントを使用することくらいでしょうか？）。

*労働事件

熊本では労働審判はあまり活用されていないとのことです、私はときどきやります。

労働事件の潜在的需要は高いと思います。解雇・退職強要等の問題は相当多いものと感じます。従前は泣き寝入りで終わっていた事件をなんとか労働審判につ

なげれば、と思います。

*国賠事件

刑務所からの信書発信の不許可処分等の事件で一部勝訴判決を得ることができました。刑務所内の実体を垣間見ることができた点が興味深かったです。

判決後いろいろなところから問い合わせありましたが、どうやってかぎつてくるのでしょうか？

*その他

新司法試験開始後の毎年の弁護士会の会員数増加により、終に会員数が200名を突破しました。そのあたりを受けてか、受任件数がやや減ってきたような気がします。会計士試験も司法試験と同じように就職難問題等が発生しているようです。この先この業界はどうなるのでしょうか？

2. 酸素カプセル

2009年は体調が最悪でした。

この文章は書いているのは2010年12月ですが、1年前の2009年12月は、ほぼ1ヶ月間微熱に悩まされました。

そうしたところ、以前「酸素カプセルはいい。」という話を聞いたことがあったので、試しに使用してみました。使用直後は効果は実感できませんでしたが、その日の夜は爆睡しました。何年ぶりか分からないほど深い眠りをつけました。その後も定期的に使用したおかげか、2009年に比べると体調は改善しました。

3. おとりよせ

昨年と同様、時折お菓子等をとりよせて食べておりますが、とくに印象深かったのは「くえ」の刺身です。油が上品な味がします。値段は高いですが、今まで食べた刺身のなかでナンバー1では、と思います。一度くえの寿司を食べてみたいです。

4. 車のこと

昨年の3月に購入した車は、とても好調です。しかし、私の運転が下手なため、バンパーを破損したりしております。



2010年の活動報告

弁護士 矢澤利典

1. 裁判員裁判

平成21年に始まった裁判員裁判も2年目に入り、全面的な否認事件や死刑が求刑される事件など、高度な判断を要する事件も耳にするようになりました。

私も、昨年は2度、裁判員裁判を経験しました。日常は、窃盗や覚せい剤事犯など量刑の低い犯罪の自白事件が多く、裁判も一日で結審することが殆どです。しかし、裁判員裁判の場合、主張や証拠の整理など準備手続に時間を費やし、公判も3~4日間の連日開廷となります。裁判員にも尋問や主張を分りやすくする工夫も必要になります。

それだけに弁護人の負担も大きくなりますし、検察官や裁判所の負担も相当だと思います。当然、裁判員の精神的、身体的、時間的負担も大きいものがあります。

国民の刑事裁判への関心が増したことは間違いないとは思いますが、関係者全員に大きな負担を強いながら、本来期待された成果（国民の量刑感覚の反映、司法に対する国民の信頼）がまだ目に見えているとは言い難い状況です。私の周りでも、裁判員への負担など批判的な声も聞かれます。まだ2年目ですが、この制度が国民の理解を得られるにはまだ時間がかかりそうです。

2. ノーモア・ミナマタ訴訟

毎年コスモス便りに載せている「ノーモア・ミナマタ訴訟（水俣病訴訟）」も大詰めを迎えていました。熊本を含めて大阪や東京など全国各地で起こされた訴訟でも和解の協議が進んでいます。

現在、年明けの和解の成立に向け、国県側からの原告に対する診断、第三者委員会による判定が進められています。これまで声を上げられなかつた患者や救済の対象とされなかつた患者の救済に向けて、

弁護団員も県南や天草への出張など熱心に活動に取り組んでいるところです。来年はよい報告ができることを望みます。

3. 消費者支援ネットくまもと

私は、「消費者支援ネットくまもと」という団体の活動に関わっています。この団体は昨年設立され、内閣総理大臣から認定を受け消費者被害の防止に向けて活動をする「適格消費者団体」を目指しています。

適格消費者団体とは、事業者に対して約款上の不当条項の削除を求めるなどして、消費者被害全体の解決を図る活動を行うもので、消費者被害拡大の防止に大きく寄与します。ホームページもありますので、趣旨をご理解の上、皆様のご支援をいただければと思います。

4. ボルケーノ熊本

私は、熊本県弁護士会の野球部（ボルケーノ熊本）に所属しています。私は、テニス一筋で野球経験はなかったのですが、肩が強いという理由で、捕手を命じられました。捕手は、守備の要であり、そのミスが勝敗に関わることが多い重要なポジションです。捕手になって4年目ですが、これがなかなか思い通りには行かず、味方ベンチからヤジが飛ぶこともあります。

チームは、昨年、予選を勝ち抜き、ナゴヤドームでの全国大会に出場しました。電光掲示板に自分の名前が出たときはちょっとした感動でしたが、残念ながら1回戦で宿敵横浜に敗れてしまいました。

個人で仕事をすることの多い弁護士業において、皆で同じ目標に向かつて戦う団体競技は魅力的です。きつい練習にもかかわらず続けられるのはそれが理由だと思います。